係るものを除く。）の額に相当する額

C_{15} ＝ 1.000
C_{16} ＝ 1.000
C_{17} ＝ 0.902
C_{18} ＝ 0.869
C_{19} ＝ 0.852
C_{20} ＝ 0.86541
C_{21} ＝ 0.91852
C_{22} ＝ 0.92016
C_{23} ＝ 0.92475
C_{24} ＝ 0.94344
C_{25} ＝ 0.951
C_{26} ＝ 0.934
C_{27} ＝ 0.902
C_{28} ＝ 0.8885
C_{29} ＝ 0.8902
C_{30} ＝ 0.70967
$C_{令元}$ ＝ 0.70115
$C_{令2}$ ＝ 0.03492
$C_{令3}$ ＝ 0.04721
$C_{令4}$ ＝ 0.11311

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 0.92016
E_{23} ＝ 0.92475
E_{24} ＝ 0.94344
E_{25} ＝ 0.951
E_{26} ＝ 0.934
E_{27} ＝ 0.902
E_{28} ＝ 0.8885
E_{29} ＝ 0.8902
E_{30} ＝ 0.70967

及び平成 16 年度補正予算債に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{14} ＝ 1.000
C_{15} ＝ 1.051
C_{16} ＝ 1.034
C_{17} ＝ 0.932
C_{18} ＝ 0.898
C_{19} ＝ 0.881
C_{20} ＝ 0.89644
C_{21} ＝ 0.95051
C_{22} ＝ 0.95288
C_{23} ＝ 0.95763
C_{24} ＝ 0.983
C_{25} ＝ 1.000
C_{26} ＝ 0.966
C_{27} ＝ 0.932
C_{28} ＝ 0.9186
C_{29} ＝ 0.7237
C_{30} ＝ 0.73508
$C_{令元}$ ＝ 0.02169
$C_{令2}$ ＝ 0.03610
$C_{令3}$ ＝ 0.04881

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 0.95288
E_{23} ＝ 0.95763
E_{24} ＝ 0.983
E_{25} ＝ 1.000
E_{26} ＝ 0.966
E_{27} ＝ 0.932
E_{28} ＝ 0.9186
E_{29} ＝ 0.7237
E_{30} ＝ 0.73508